

令和7年12月

# 甲斐市定例市議会議案

甲 斐 市



令和7年12月10日 提出

甲斐市長 保 坂 武

## 目 次

議案番号	件 名	ページ
	専決処分の報告の件	6
報告第9号	和解及び損害賠償額の決定の件	7
議案第67号	峡北広域行政事務組合規約の変更の協議の件	8
議案第68号	中巨摩地区広域事務組合規約の変更の協議の件	9
議案第69号	甲斐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件	10
議案第70号	甲斐市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件	20
議案第71号	甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会設置条例の制定の件	31
議案第72号	甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正の件	34
議案第73号	甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件	36
議案第74号	甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件	37
議案第75号	甲斐市子ども・子育て会議条例の一部改正の件	48
議案第76号	甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件	49
議案第77号	甲斐市こども医療費助成金支給条例及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件	52
議案第78号	甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件	54
議案第79号	甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	55
議案第80号	甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件	57

## 目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第81号	令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）	59
議案第82号	令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	65
議案第83号	令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	69
議案第84号	令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）	73
議案第85号	令和7年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	77
議案第86号	令和7年度甲斐市宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）	80
議案第87号	令和7年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）	82
議案第88号	令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第2号）	83
議案第89号	指定管理者の指定の件	84
議案第90号	指定管理者の指定の件	85
議案第91号	市道路線認定の件	86

## 専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

### 処分事項

報告第 9 号 和解及び損害賠償額の決定の件

### 和解及び損害賠償額の決定の件

公園施設管理瑕疵による車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

#### 1 和解の相手方



#### 2 和解の条件

- (1) 甲斐市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として金74,580円を支払うものとする。
- (2) 和解の相手方と甲斐市の間には、本和解条項に定める以外何らの債権債務のないことを確認する。

#### 3 専決処分をした日 令和7年11月6日

#### 4 専決処分をした理由

令和7年8月30日、信玄堤公園駐車区画内にある、車止めブロックを固定するアンカーボルトの突出が起因となる車両損傷事故について、和解し賠償の額を定めるため専決処分を行ったものである。

## 峡北広域行政事務組合同規約の変更の協議の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、峡北広域行政事務組合同規約を変更することについて、次のとおり協議が求められたので、これに応じるものとする。

峡北広域行政事務組合同規約を次のとおり変更する。

### 峡北広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

峡北広域行政事務組合同規約（昭和 57 年山梨県指令地第 3-62 号）の一部を次のとおり変更する。

第 3 条第 4 号中「建設及び維持運営に関する事務」を「解体等に伴う事務」に改める。  
附則に次の 1 項を加える。

- 3 組合は、第 3 条に規定するもののほか、当分の間、組合が設置したし尿処理施設の処分に関する事務を共同処理する。ただし、財産を処分する等の必要が生じた場合は、関係市（韮崎市、北杜市、甲斐市）と協議する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
（し尿処理施設の廃止に伴う経過措置）
- 2 この規約の施行の前日にし尿処理施設に受け入れたし尿及び浄化槽汚泥の処理については、なお従前の例による。

### 提案理由

峡北広域行政事務組合同規約を変更する協議については、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 中巨摩地区広域事務組合同規約の変更の協議の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、中巨摩地区広域事務組合同規約を変更することについて、次のとおり協議が求められたので、これに応じるものとする。

中巨摩地区広域事務組合同規約を次のとおり変更する。

### 中巨摩地区広域事務組合同規約の一部を改正する規約

中巨摩地区広域事務組合同規約（昭和 50 年 11 月 1 日県許可）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「中央市」の次に「、韮崎市」を加える。

第 3 条ただし書中「、甲斐市にあつては、旧竜王町に係るもの、中央市にあつては、旧玉穂町及び旧田富町に係るもの」を削り、同条第 1 号中「ごみ処理場」の次に「（甲斐市（旧敷島町及び旧双葉町）、中央市（旧豊富村）及び韮崎市に係るものを除く。）」を加え、同条第 2 号中「福祉センター」の次に「（甲斐市（旧敷島町及び旧双葉町）、中央市（旧豊富村）及び韮崎市に係るものを除く。）」を加え、同条第 3 号中「地区公園」の次に「（甲斐市（旧敷島町及び旧双葉町）、中央市（旧豊富村）及び韮崎市に係るものを除く。）」を加え、同条第 4 号中「勤労青年センター」の次に「（甲斐市（旧敷島町及び旧双葉町）、中央市（旧豊富村）及び韮崎市に係るものを除く。）」を加える。

第 5 条第 1 項中「18 人」を「19 人」に改め、「3 人」の次に「 韮崎市 1 人」を加える。

第 6 条第 1 項中「5 人」を「6 人」に改める。

### 附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### 提案理由

中巨摩地区広域事務組合同規約を変更する協議については、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 甲斐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件

甲斐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

- 第 1 章 総則（第1条—第4条）
- 第 2 章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
  - 第 1 節 通則（第5条—第19条）
  - 第 2 節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）
  - 第 3 節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）
  - 第 4 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）
- 第 3 章 雑則（第27条・第28条）
- 附則

#### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- (3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

（最低基準の目的等）

第 3 条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通

園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。（以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

## 第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

### 第1節 通則

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行

う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2節 乳児等通園支援事業の区分

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育園(法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育園であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第3節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて  
防火処理が施されていること。

(職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育園、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育園等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育園等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育園等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育園等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、

乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

#### 第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例に定める基準による。

- (1) 保育園 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年山梨県条例第63号)(保育園に係る部分に限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例(平成18年山梨県条例第62号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例(平成26年山梨県条例第68号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年甲斐市条例第24号)(居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

#### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の2の規定は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正されたことに伴い、新たに市町村の認可事業として乳児等通園支援事業が創設されたことから、同事業の設備及び運営の基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件

甲斐市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

- 第 1 章 総則（第1条—第3条）
- 第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
  - 第 1 節 利用定員に関する基準（第4条）
  - 第 2 節 運営に関する基準（第5条—第33条）
- 第 3 章 雑則（第34条・第35条）
- 附則

#### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定乳児等通園支援事業者 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。
- (2) 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。
- (3) 特定教育・保育施設等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (4) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。

- (5) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。
- (6) 教育・保育等 法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。
- (7) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (8) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (9) 乳児等通園支援事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (10) 利用者支援事業 法第59条第1号に規定する事業をいう。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規定の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由

について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支

援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項に規定する1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項に規定する1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自

動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなら

ない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第15条の規定による特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
  - (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
  - (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
  - (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当

該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等

による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき、甲斐市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会設置条例の制定の件

甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会設置条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会設置条例

(設置)

第 1 条 少子化が進む中で、将来にわたり中学校生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保を目指し、地域におけるスポーツ又は文化芸術活動（以下「地域クラブ活動」という。）に関わる者の理解と協力の下、生徒の活動の場として地域展開を図り、地域クラブ活動を行う環境の整備に関し必要な事項を協議するため、教育委員会に附属機関として甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 認定地域クラブ活動（地域クラブ活動のうち、教育委員会が認定したものをいう。以下同じ。）を推進するための仕組みづくりに関すること。
- (2) 認定地域クラブ活動の実施主体に関すること。
- (3) 認定地域クラブ活動の運営方法等に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域クラブ活動を行う環境の整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小中学校 PTA の代表
- (2) 市立小学校長の代表
- (3) 市立中学校長の代表
- (4) 市スポーツ協会の代表
- (5) 市スポーツ少年団の代表
- (6) 市文化協会の代表
- (7) 識見を有する者（スポーツ）
- (8) 識見を有する者（文化芸術）
- (9) 社会教育委員の代表
- (10) スポーツ推進委員の代表

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者  
(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、第2条に規定する所掌事務について協議するため、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習文化課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会  
が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 教育委員会は、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(甲斐市中学校部活動地域移行協議会設置条例の廃止)

3 甲斐市中学校部活動地域移行協議会設置条例(令和5年甲斐市条例第6号)は、廃止

する。

(会議の招集の特例)

- 4 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集することができる。

#### 提案理由

国の教員の働き方改革の一環である学校部活動を、地域クラブ活動へ段階的に展開する制度の導入に伴い、甲斐市認定地域クラブ活動整備推進協議会の設置及び基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

**甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正の件**

甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年甲斐市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2に次のように加える。

12 市長	住登外者宛名番号管理機能による 住登外者の情報の管理に関する事 務であって規則で定めるもの	地方税関係情報その他関係情報であ って規則で定めるもの
-------	---	--------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件

甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年甲斐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の甲斐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）が施行され、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件

甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市職員等の旅費に関する条例（平成16年甲斐市条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

#### 目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則（第9条）

第2節 交通費（第10条—第13条）

第3節 宿泊費等（第14条—第16条）

第4節 転居費等（第17条—第18条）

第3章 雑則（第19条—第25条）

#### 附則

第2条第1項第1号から第3号までを削り、同項第4号中「在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）」を「在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所その他任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場所）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第5号中「本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他市長が定める職員」を「規則で定める職員」に、「在勤庁」を「在勤公署」に、「旧在勤庁」を「旧在勤公署」に、「新在勤庁」を「新在勤公署」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「若しくはその扶養親族又はその遺族」を「又は遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項中第7号を削り、第8号を第5号とし、同条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項中「内国旅行中」を「の旅行中」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条

第3項中「前項第1号又は第4号」を「前項第1号」に、「若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由」を「又は第29条の規定」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該場合における旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合

(2) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者 傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

(3) 第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員 その家族の旅行について第17条、第18条第1項及び第19条第2項の規定による旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

第3条第6項中「交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情」を「次に掲げる事情」に、「市長が」を「規則で」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 天災

(2) 交通事故その他の当該旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情

(3) 前項第3号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第4条第1項中「任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「（取消しを含む。以下同じ）」を削り、同条第4項中「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条本文中「最も経済的な」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容により、経済的かつ合理的な」に、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「最も経済的な」を「経済的かつ合理的な」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

第7条 移動中における年度の経過のため、第9条に規定する旅費の種目のうち鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、年度の経過の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第9条から第11条までを削る。

第12条第1項中「請求書に必要な書類」を「請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電磁計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な添付書類（当該添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。））」に、「旅費額」を「旅費」に、「部分の金額」を「部分」に改め、同条第4項中「及び様式」を「又は記録事項」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の2項を加える。

5 第1項に規定する請求書及び添付書類は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書及び添付書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書及び添付書類を提出したものとみなす。

第12条を第8条とする。

第2章及び第3章を次のように改める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### 第1節 通則

（種目及び内容）

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### 第2節 交通費

（鉄道賃）

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、

外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(特別の事情があると市長が認めた者に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級(特別の事情があると市長が認めた者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(特別の事情があると市長が認めた者に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(特別の事情があると市長が認めた者が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（特別の事情があると市長が認めた者が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(4) 職員が自家用自動車（あらかじめ旅行命令権者の承認を受けたものに限る。）を利用する移動に要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号に掲げる費用の額は、路程1キロメートルにつき37円とし、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、第7条の規定により区分計算をする場合にはその区分された路程ごとに通算して計算する。

### 第3節 宿泊費等

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する職務の級が10級以下の者（市長、副市長及び教育長にあつては、同表に規定する指定職職員等）の例に準じた額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合における宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれるときは、前2項の規定にかかわらず、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊するときは、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

#### 第4節 転居費等

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超える場合にあっては、当該額）とする方法

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市の負担による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給を受ける金額を差し引くものとする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号

及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

### 第3章 雑則

#### (退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費(退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。)とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

#### (遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(準用規定)

第23条 この条例に定めるもののほか、外国旅行の場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）その他関係法令の規定を準用する。

(旅費の返納)

第24条 支払担当者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章を削る。

別表第1から別表第2までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の甲斐市職員等の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行（以下「新旅行」という。）について適用し、施行日前にこの条例による改正前の甲斐市職員等の旅費に関する条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行（以下「旧旅行」という。）については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第2条第1項に規定する旅行命令権者が新旅費条例第4条第3項の規定により旅行命令を変更する場合における新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日より前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

（甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

4 甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年甲斐市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、甲斐市職員等の旅費に関する条例（平成16年甲斐市条例第51号）の例により算定した額とする。ただし、宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する指定職職員等の例に準じた額とする。

（甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正後の甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後の新旅行から適用するものとし、旧旅行については、なお従前の例による。

（甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年甲斐市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「副市長に支給する旅費額に相当する額を」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、甲斐市職員等の旅費に関する条例（平成16

年甲斐市条例第51号)の例により算定した額とする。ただし、別表の1教育委員会の項から6固定資産評価審査委員会の項までに掲げる者の宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する指定職職員等の例に準じた額とする。

(甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 前項の規定による改正後の甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後の新旅行から適用するものとし、旧旅行については、なお従前の例による。

(甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 8 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年甲斐市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(費用弁償)

第13条 消防団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、甲斐市職員等の旅費に関する条例(平成16年甲斐市条例第51号)の例により算定した額とする。ただし、団長及び副団長に係る宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する指定職職員等の例に準じた額とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、消防団員に支給する旅費については、甲斐市職員給与条例(平成16年甲斐市条例第49号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。

- 4 団員の費用弁償は、その都度支給する。

(甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 前項の規定による改正後の甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、施行日以後の新旅行から適用するものとし、旧旅行については、なお従前の例による。

(甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 10 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年甲斐市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「ときは」の次に「、給与条例の適用を受ける職員に支給する旅費の例により」を加え、同条第2項後段を削る。

(甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 前項の規定による改正後の甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の規定は、施行日以後の新旅行から適用するものとし、旧旅行については、なお従前の例による。

#### 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正に伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）で定める権衡の原則に基づき、本市においても国家公務員と同様の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市子ども・子育て会議条例の一部改正の件

甲斐市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

甲斐市子ども・子育て会議条例（平成25年甲斐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（所掌事務）

第3条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 甲斐市こども計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策の推進に関し必要な事項を審議すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件

甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲斐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年甲斐市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項

において同じ。)」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

附則第8条中「この条において」を削る。

附則第9条に次の1項を加える。

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

（甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年甲斐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 甲斐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年甲斐市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号を次のように改める。

(1) 保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）の資格を有する者

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第2条第23号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

## 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

**甲斐市子ども医療費助成金支給条例及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正の件**

甲斐市子ども医療費助成金支給条例及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市子ども医療費助成金支給条例及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

(甲斐市子ども医療費助成金支給条例の一部改正)

第1条 甲斐市子ども医療費助成金支給条例(平成16年甲斐市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第6条中「次条第1項」を「以下この条、次条第1項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、対象者の受給者証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)及び資格確認端末を用いて、保険医療機関等が資格情報を確認することができる場合は、この限りでない。

(甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例の一部改正)

第2条 甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例(平成18年甲斐市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「次条第1項」を「以下この条、次条第1項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、対象者の受給者証に代えて個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)及び資格確認端末を用いて、保険医療機関等が資格情報を確認することができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提案理由

国の医療DXの推進における取組として、令和8年度から全国展開される医療費助成のオンライン資格確認の導入に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の件

甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例

甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例（平成16年甲斐市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次条第3項」を「以下この条及び次条第3項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、対象者の受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）及び資格確認端末を用いて、保険医療機関等が資格情報を確認することができる場合は、この限りでない。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 提案理由

国の医療DXの推進における取組として、令和8年度から全国展開される医療費助成のオンライン資格確認の導入に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

### 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年甲斐市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常勤の職員の員数」を「常勤の職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同項第3号中「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を「省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に、「人員」を「職員」に改め、同項の表担当区域の第1号被保険者の数の項中「人員配置基準」を「地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数」に改め、同表おおむね1,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に、「専ら」を「、専ら」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センター

の効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。  
第3条第1項中「各被保険者」を「介護保険の各被保険者」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正により、地域包括支援センターの人員配置基準の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

**甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る  
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件**

甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲斐市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年甲斐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



**令和 7 年度甲斐市一般会計補正予算（第 5 号）**

令和 7 年度甲斐市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 9 4 2, 4 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6, 0 3 2, 3 7 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	7,494,285	120,397	7,614,682
	1 国庫負担金	5,071,382	262,630	5,334,012
	2 国庫補助金	2,405,010	△142,559	2,262,451
	3 委託金	17,893	326	18,219
16	県支出金	2,427,313	90,317	2,517,630
	1 県負担金	1,665,822	107,506	1,773,328
	2 県補助金	554,488	△17,189	537,299
18	寄附金	1,121,081	908	1,121,989
	1 寄附金	1,121,081	908	1,121,989
19	繰入金	1,802,104	419,505	2,221,609
	1 基金繰入金	1,802,101	416,599	2,218,700
	2 特別会計繰入金	3	2,906	2,909
20	繰越金	400,000	1,342,322	1,742,322
	1 繰越金	400,000	1,342,322	1,742,322
21	諸収入	577,375	21,030	598,405
	5 雑入	539,339	21,030	560,369
22	市債	1,918,400	△52,000	1,866,400
	1 市債	1,918,400	△52,000	1,866,400
	歳入合計	34,089,897	1,942,479	36,032,376

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	5,269,963	9,855	5,279,818
	1 総務管理費	3,983,321	1,855	3,985,176
	2 徴税費	957,727	8,000	965,727
3	民生費	13,510,362	756,456	14,266,818
	1 社会福祉費	5,642,353	290,583	5,932,936
	2 児童福祉費	6,592,150	340,979	6,933,129
	3 生活保護費	1,264,966	124,568	1,389,534
	4 国民年金費	10,492	326	10,818
4	衛生費	3,425,928	△14,551	3,411,377
	1 保健衛生費	1,216,519	1,509	1,218,028
	2 環境衛生費	827,909	△16,060	811,849
6	農林水産業費	418,032	2,763	420,795
	1 農業費	390,208	2,763	392,971
8	土木費	3,500,819	304,173	3,804,992
	4 都市計画費	2,843,661	300,173	3,143,834
	5 住宅費	104,938	4,000	108,938
9	消防費	1,147,840	17,215	1,165,055
	1 消防費	1,147,840	17,215	1,165,055
10	教育費	3,303,437	△4,594	3,298,843
	5 幼稚園費	9,197	△4,594	4,603
13	諸支出金	282,970	871,162	1,154,132
	1 基金費	282,970	871,162	1,154,132
	歳 出 合 計	34,089,897	1,942,479	36,032,376

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	竜王庁舎維持管理事業	273,716
8 土木費	4 都市計画費	都市計画諸費	297,087

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
甲斐市やすらぎ聖苑の指定管理について協定を締結すること	令和8年度から令和10年度まで	39,502
甲斐市双葉ふれあい文化館の指定管理について協定を締結すること	令和8年度から令和12年度まで	190,100

## 第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	649,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	715,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
こども・子育て支援事業	1,700	同上	同上	同上	78,100	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業	175,600	同上	同上	同上	165,700	同上	同上	同上
公共事業等	763,100	同上	同上	同上	636,200	同上	同上	同上
地域活性化事業	31,500	同上	同上	同上	33,700	同上	同上	同上
防災対策事業	77,400	同上	同上	同上	17,200	同上	同上	同上

**令和 7 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）**

令和 7 年度甲斐市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,484 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,883,220 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	766,056	△21,556	744,500
	2 基金繰入金	289,957	△21,556	268,401
7	繰越金	1	44,040	44,041
	1 繰越金	1	44,040	44,041
	歳 入 合 計	6,860,736	22,484	6,883,220

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	基金積立金	772	22,021	22,793
	1 基金積立金	772	22,021	22,793
8	諸支出金	8,390	463	8,853
	1 償還金及び還付加算金	8,390	463	8,853
	歳 出 合 計	6,860,736	22,484	6,883,220



**令和 7 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）**

令和 7 年度甲斐市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 9 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 8 5, 6 6 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	1,071,485	44	1,071,529
	1 後期高齢者医療保険料	1,071,485	44	1,071,529
4	繰越金	1	2,401	2,402
	1 繰越金	1	2,401	2,402
5	諸収入	1,024	500	1,524
	2 償還金及び還付加算金	1,020	500	1,520
	歳入合計	1,382,719	2,945	1,385,664

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,337,401	2,445	1,339,846
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,337,401	2,445	1,339,846
3	諸支出金	1,021	500	1,521
	1 償還金及び還付加算金	1,020	500	1,520
	歳 出 合 計	1,382,719	2,945	1,385,664



**令和 7 年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）**

令和 7 年度甲斐市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,627 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,745,616 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	1,220,347	596	1,220,943
	1 保険料	1,220,347	596	1,220,943
3	使用料及び手数料	395	16	411
	1 手数料	395	16	411
4	国庫支出金	1,177,590	11,533	1,189,123
	1 国庫負担金	1,027,882	11,323	1,039,205
	2 国庫補助金	149,708	210	149,918
5	支払基金交付金	1,487,921	667	1,488,588
	1 支払基金交付金	1,487,921	667	1,488,588
6	県支出金	758,773	12,615	771,388
	1 県負担金	733,277	12,548	745,825
	2 県補助金	25,496	67	25,563
8	繰入金	1,055,615	2,063	1,057,678
	1 一般会計繰入金	868,089	2,063	870,152
9	繰越金	1	3,137	3,138
	1 繰越金	1	3,137	3,138
	歳 入 合 計	5,714,989	30,627	5,745,616

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	5,418,950	2,140	5,421,090
	2 介護予防サービス等諸費	89,489	2,140	91,629
3	地域支援事業費	165,030	467	165,497
	1 介護予防・生活支援総合事業費	91,787	330	92,117
	2 包括的支援事業・任意事業費	72,796	137	72,933
6	諸支出金	1,003	28,020	29,023
	1 償還金及び還付加算金	1,002	25,114	26,116
	2 繰出金	1	2,906	2,907
	歳 出 合 計	5,714,989	30,627	5,745,616



**令和 7 年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）**

令和 7 年度甲斐市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,557 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	24,606	4,400	29,006
	1 一般会計繰入金	24,606	4,400	29,006
	歳入合計	27,157	4,400	31,557

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	26,818	4,400	31,218
	1 総務管理費	26,818	4,400	31,218
	歳 出 合 計	27,157	4,400	31,557

議案第 86 号

### 令和 7 年度甲斐市宅地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度甲斐市の宅地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 宅地開発費	1 宅地開発費	双葉地区拠点工業団地開発事業	273,300

**令和 7 年度甲斐市水道事業会計補正予算（第 2 号）**

（総則）

第 1 条 令和 7 年度甲斐市の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 令和 7 年度甲斐市の水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	913,749 千円	2,001 千円	915,750 千円
第 1 項 営業費用	879,123 千円	2,001 千円	881,124 千円

**令和 7 年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第 2 号）**

（総則）

第 1 条 令和 7 年度甲斐市の下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度甲斐市の下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,755,451 千円	3,086 千円	1,758,537 千円
第 2 項 営業外収益	971,231 千円	3,086 千円	974,317 千円

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,725,245 千円	3,086 千円	1,728,331 千円
第 2 項 営業外費用	168,481 千円	3,086 千円	171,567 千円

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 10 条中「896,029 千円」を「899,115 千円」に改める。

### 指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び甲斐市やすらぎ聖苑条例（平成 16 年甲斐市条例第 121 号）第 3 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 甲斐市やすらぎ聖苑  
位 置 山梨県甲斐市大袋 2321 番地 2

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名

所在地 富山県富山市奥田新町 12 番 3 号  
名 称 株式会社宮本工業所  
代表者の氏名 代表取締役 宮本 芳樹

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

#### 提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

### 指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び甲斐市双葉ふれあい文化館条例（平成 19 年甲斐市条例第 23 号）第 4 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 甲斐市双葉ふれあい文化館  
位 置 山梨県甲斐市下今井 230 番地

2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名

所在地 山梨県甲府市朝気一丁目 2 番 2 号  
名 称 公益財団法人やまなし文化学習協会  
代表者の氏名 理事長 高野 孫左エ門

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日

#### 提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

議案第 91 号

**市道路線認定の件**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道として認定するものとする。

番号	路線名	起 終 点 点	重要な 経過地	備 考		
				延 長	幅 員	摘 要
427	なかじま 中嶋 宅造 1 号線	志田字中嶋 713 番 2 地先から 志田字中嶋 692 番地先まで		115.8m	6.0m～10.7m	
428	なかじま 中嶋 宅造 2 号線	志田字中嶋 702 番 3 地先から 志田字中嶋 702 番 1 地先まで		33.8m	5.0m～9.2m	
429	なかじま 中嶋 宅造 3 号線	志田字中嶋 702 番 25 地先から 志田字中嶋 702 番 26 地先まで		19.5m	5.0m～9.3m	
430	なかじま 中嶋 宅造 4 号線	志田字中嶋 702 番 10 地先から 志田字中嶋 702 番 12 地先まで		34.8m	5.0m～8.0m	
693	なかこうち 中耕地 宅造 5 号線	富竹新田字中耕地 393 番 10 地先から 富竹新田字中耕地 393 番 18 地先まで		101.5m	6.0m～10.5m	

提案理由

市道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。